

都道府県が運営する制度に係る オフセット・クレジット（J-VER）制度プログラム認証基準（案）

オフセット・クレジット（J-VER）制度（以下、「J-VER 制度」という。）の普及を図るため、都道府県が運営する制度がプログラム認証を受ける際の条件を以下に示す。

J-VER 認証運営委員会（以下、「認証運営委員会」という。）は、温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして発行する制度について、J-VER 制度に整合していると認められるもの（以下、「プログラム」という。）の認証を行い、プログラム認証リストに掲載する。

プログラムにおいて発行されるクレジット（認証運営委員会とは異なる認証主体が発行するもの。以下、「都道府県 J-VER」という。）は、J-VER 登録簿に発行することができるものとする。

1. プログラム認証を受ける主体が申請時点において満たすべき要件

（1）プログラムを運営する主体及び体制

- ① 本認証基準は、都道府県が運営するプログラムを対象とする。
- ② プログラムを運営する主体は、個別プロジェクトの審査・認証に足る専門性を有する第三者有識者から構成される審査委員会（認証委員会）もしくはこれと同等の機能を有する機関を設置しており、当該審査機関における審査結果については機密情報を除き公表すること。

（2）J-VER 制度との整合性

プログラムにおけるプロジェクトの申請・登録・検証・認証の手続きが、J-VER 制度に整合していること。個々の手続きについて確保すべき整合性について以下に示す。

① 対象プロジェクト種類

プログラムにおける審査・認証の対象とするプロジェクト種類について、J-VER 制度におけるポジティブリスト・方法論・モニタリング方法ガイドラインを適用すること。ただし、J-VER 制度における適格性基準に加えて追加的要件を定めても差し支えない。また、J-VER 制度におけるポジティブリスト（以下、「ポジティブリスト」という。）及び J-VER 制度における方法論（以下、「方法論」という。）等の番号により参照・明確化すること。

② プロジェクトの申請・審査・登録

- ア) プロジェクトの申請書の様式には、J-VER 制度の申請書において要求されている情報を含むこと。
- イ) プログラムを運営する主体又は当該主体が指定する機関において、プロジェクトの審査（バリデーション）を行い、バリデーション報告書を（1）に定める審査委員会において審議し、登録の可否を決定すること。当該審査にあたっては、J-VER 制度の各種規定及び IS014064-3 における要求事項に則り、審査すること。

③ プロジェクトのモニタリング・検証・認証

- ア) プロジェクト事業者が温室効果ガスの排出削減・吸収量の算定を行うにあたっては、J-VER 制度上の対象プロジェクト種類に関する方法論・モニタリング方法ガイドラインを適用すること。
- イ) プロジェクト事業者が作成するモニタリング報告書について、IS014065 の認定を受けた検証機関又は認定申請を行っている検証機関が、オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング報告書の検証のためのガイドラインに則して検証を行うこと。ただし、検証機関が満たすべき要件について認証運営委員会が例外的措置を規定する場合には、当該措置を適用すること。
- ウ) モニタリング報告書及び検証報告書を（1）に定める審査機関において審議し、認証する排出削減・吸収量を決定すること。

④ クレジットの発行・管理

- ア) プログラムを運営する主体がエネルギー削減量や再生可能エネルギー量、森林等の二酸化炭素吸収量を証明する証書等を発行する場合には、都道府県 J-VER 発行とのダブルカウントを防止するための措置として、証書等の申請時もしくは発行時に当該証書発行もしくは都道府県 J-VER の発行を選択可能とするための措置を講じること。
- イ) プログラムを運営する主体が森林管理プロジェクト由来の都道府県 J-VER を J-VER 登録簿に発行する場合には、事務局が管理する「バッファ管理口座」に確保すべき量として認証運営委員会が定める一定量の都道府県 J-VER を、バッファ管理口座に確保するための措置を講じること。

（3）基本文書の制定・変更への対応

J-VER 制度の実施規則等の基本文書が制定・変更された場合は、プログラム実施主体が、当該制定・変更に対応した措置を講じる体制を構築していること。事務局は、プログラム実施主体により、適切な変更・更新がなされていることを定期的に確認する。

2. J-VER 登録簿における都道府県 J-VER の発行手続き

都道府県 J-VER は、J-VER 登録簿に発行することができるものとするが、その際の手

続を以下に定める。

- ア) 都道府県 J-VER を発行する際には、プログラムを運営する主体が、事業者の申請に基づき認証した排出削減・吸収量に対応する都道府県 J-VER の発行及び口座開設を事務局に依頼する。なお、依頼に際して、当該排出削減・吸収量に関する検証報告書及び審査機関の審査内容を記録した議事録を提出することとする。
- イ) 事務局は、発行依頼に基づき、都道府県 J-VER を J-VER 登録簿の申請者のオフセット・クレジット (J-VER) 口座に発行する。その際、都道府県 J-VER は、認証運営委員会とは異なる認証主体が発行するものであることをクレジット種別を分けることにより明確化するものとするが、それ以外の登録簿上の取扱いについては、保有・移転・取消等の登録簿上のオペレーションを含め、J-VER と同様に扱うものとする。
- ウ) 事務局は、都道府県 J-VER のシリアル番号を都道府県に通知する。都道府県は、同通知を申請者に通知する。

3. プログラム認証リストへの掲載

プログラム認証を受けた主体は、ポジティブリストの区分ごとに、認証を受けた日から1年間、当該プロジェクト種類の審査・認証を行う機関として一覧化される。

4. プログラム認証の更新

プログラム認証を受けた主体は、3において定める期間を経過した場合、プログラム認証の更新手続きをとる必要がある。なお、プログラム認証を受けた主体が希望する場合は、3において定める期間内であっても、プログラム認証の更新・変更手続きをとることができる。

(別紙)

都道府県が行う事業に係るオフセット・クレジット（J-VER）プログラム認証スキーム図（例）

